

## Peach Ware（ピーチウェア）運用管理規定

### （目的）

第1条 この規定は、山梨県教育情報ネットワーク運営管理要綱及びハイユースネット・インターネット要項に基づき、Peach Ware（以下、新システム「ファイル提出回収システム」を改めて「Peach Ware」という。）の運用管理について必要な事項を定め、山梨県内の学校等に情報サービスを提供することにより、教員及び児童生徒の教育活動、学習活動を支援し、本県の教育の推進に資することを目的とする。

### （管理）

第2条 Peach Ware の総合管理者は、山梨県総合教育センター（以下、「総合教育センター」という。）所長をもって充て、Peach Ware の保守管理運営全般に関することを総合管理する。

### （利用組織）

第3条 Peach Ware を利用できる組織は次のとおりとする。

- (1) 山梨県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (2) 山梨県内の市町村（組合）教育委員会
- (3) 山梨県内の教育事務所
- (4) 山梨県教育委員会
- (5) その他、総合管理者が認めた者

### （Peach Ware 担当者）

第4条 第3条に定める組織は、Peach Ware を円滑に運用するため、各組織1名以上のPeach Ware 担当者を選任しなければならない。

### （学校アカウント）

第5条 総合管理者は、第3条(1)に定める組織（以下、「学校」という。）に以下のアカウントを発行する。

- (1) 校長用アカウント
- (2) 副校長用アカウント
- (3) 教頭用アカウント
- (4) 回答担当者用アカウント
- (5) Peach Ware 担当者用アカウント

2 学校は、上記のアカウントを削除してはならない。

3 学校は、新たにアカウントを作成してはならない。

4 学校は、アカウントのパスワードを定期的に更新するとともに、漏洩防止に努めなければならない。

(教育委員会等アカウント)

第6条 総合管理者は、第3条(2)から(5)に定める組織（以下、「教育委員会等」という。）に以下のアカウントを発行する。

(1) Peach Ware 担当者用アカウント

- 2 教育委員会等は、上記のアカウントを削除してはならない。
- 3 総合管理者は、教育委員会等に、所定の手続きを経た上で新たにアカウントを作成してもよい。
- 4 教育委員会等は、アカウントのパスワードを定期的に更新するとともに、漏洩防止に努めなければならない。

(利用者の遵守事項)

第7条 Peach Ware の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育目的のために利用すること
  - (2) 法令及び公序良俗に反する利用をしないこと
  - (3) 第三者を誹謗中傷しないこと
  - (4) 営利を目的とした利用をしないこと
  - (5) 経路上のネットワークの利用規程に従うこと
  - (6) ID 及びパスワードを盗用しないこと、また盗用されないように管理を徹底すること
  - (7) 登録するファイルは厳重にウイルスチェックを行うこと
  - (8) Peach Ware の環境を破壊、または運用を妨害しないこと
  - (9) その他 Peach Ware の運用に支障をきたす恐れのある行為をしないこと
- 2 利用者が前項の規定に違反した場合、総合管理者は、当該利用者の利用を停止又は制限することができる。

(登録ファイルの制限)

第8条 Peach Ware に登録できる電子ファイルは次のとおりとする。

- (1) ファイルサイズが 50MB 以内のもの
- (2) コンピュータウイルスに感染していないもの
- (3) 第9条に該当しないもの

(登録情報の削除)

第9条 Peach Ware に登録された情報（登録ファイル、アカウントを含む）の内容が次の各号のいずれかに該当または該当する恐れがあると認められる場合、総合管理者は当該組織に通知し、当該情報を削除するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 第三者を誹謗又は中傷するもの
- (3) 職員、児童生徒等のプライバシーを侵害するもの
- (4) 著作権を侵害するもの
- (5) 営利を目的とするもの
- (6) 悪意のあるもの
- (7) その他 Peach Ware の運用に支障をきたす恐れのあるもの

2 前項の規定にかかわらず、総合管理者が緊急、かつ、やむを得ないと判断した場合は、当該情報を削除することができる。この場合、総合管理者は削除理由を示す義務を負わない。

(利用の停止)

第10条 総合管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Peach Ware の利用を停止することができる。

(1) Peach Ware の改善、点検若しくは保守を行う場合、または回線接続先の電気通信事業者が設備の点検、保守等の作業を行う場合

(2) 停電、天災等の不可抗力による障害が生じた場合

(3) その他やむを得ないと認める場合

2 Peach Ware の利用を停止する場合には、総合管理者は、あらかじめ Peach Ware 上で利用者に連絡するものとする。ただし、緊急、かつ、やむを得ない場合は、この限りでない。

(免責)

第11条 総合管理者は、利用者が Peach Ware の利用に際して、不慮の障害、事故等により受けた損害に対して、責任を負わない。

(雑則)

第12条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年3月1日から施行する。